

【重要】 平成30年から配偶者控除および配偶者特別控除が見直され、たいへん分かりにくいものになりました。つきましては、下記の要領で年末調整書類を記入してください。ご協力をお願いします。

### 平成31年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書について

- ①. 配偶者の欄が平成30年から「源泉控除対象配偶者」という区分になりました。所得者(あなた)の所得金額に関わらず、配偶者の合計所得金額が85万円以下(給与収入だけなら150万円以下)である場合は記入してください。記入した場合、次の「給与所得者の配偶者控除申告書」も必ず提出してください。  
(注)「源泉控除対象配偶者」とは、合計所得金額が900万円以下(給与収入だけなら1,120万円以下)の所得者(あなた)と同一生計の配偶者で、合計所得金額が85万円以下(給与収入だけなら150万円以下)の人をいいます。
- ②. 「個人番号」は絶対に記入しないでください。
- ③. 源泉控除対象配偶者および扶養親族の平成30年の収入の見込み額を「平成31年中の所得の見積額」欄に記入してください。
- ④. 障害者の欄で「同一生計配偶者」という表記がありますが、所得者(あなた)の所得金額に関わらず、合計所得金額が38万円以下(給与収入だけなら103万円以下)の配偶者をいいます。

### 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書について

- ⑤. 配偶者の平成30年の収入の見込み額が次の範囲である方は、この申告書の中央の右側の表（「配偶者の合計所得金額」）を記入してください。平成31年で収入が大きく変わる可能性がある（就職、離職等）場合はその旨を余白などにご記入ください。
  - ・ 給料収入……………0～2,015,999円（「給与所得」の「収入金額等」欄に記入）
  - ・ 公的年金収入……配偶者が65歳未満の場合、0～2,140,000円  
配偶者が65歳以上の場合、0～2,430,000円  
（「雑所得」の「収入金額等」欄に記入）

(注) 上記の範囲でも、平成30年の配偶者控除や配偶者特別控除を受けられないことがあります。  
「源泉控除対象配偶者」を判定するため、該当する場合は必ずご記入ください。
- ⑥. 上記⑤に該当する配偶者がいる所得者(あなた)で、勤務先の給料以外に収入がある方は、この申告書の中央の左側の表（「あなたの合計所得金額」）にその収入金額を記入してください。
- ⑦. 「個人番号」は絶対に記入しないでください。

### 平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書について

- ⑧. 「生命保険料控除」、「地震保険料控除」は、保険会社等からの控除証明書を添付し、記載されている内容により、できるだけご記入ください。  
(注) 一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損保のいずれにも該当する場合、どちらか一方の契約としてください。複数の契約があるときは、有利になるように各々について地震保険または旧長期損保を選択してください。
- ⑨. 「社会保険料控除」は、次のような支払いがあればこの欄に記入してください。
  - ・ 本年中に国民健康保険や国民年金に入っていた場合の保険料（社会保険に未加入の方や中途入社の方など）
  - ・ 20歳以上の学生を扶養している場合の国民年金の保険料
  - ・ 世帯主の方で、世帯に国民健康保険の加入者がいる場合に世帯主が支払った国民健康保険料

(注) 国民年金保険料の控除を受ける場合、控除証明書の添付が必要です

### 個人番号（マイナンバー）について

- ⑩. 前年までに個人番号台帳や通知カード等を提出された方は、本年分の提出は不要です。ただし、本年中に扶養親族が増えた場合（出生、離職等）は、その方の通知カード等のコピーを提出してください。
- ⑪. 本年の途中で入社された方で個人番号を提出されていない方は、個人番号台帳と通知カード等のコピーを提出してください。
- ⑫. 「配偶者控除等申告書」の内容によっては、配偶者の個人番号を提供していただくことがあります。